

成果報酬型 MEO サービス約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第 5 条 (成果報酬)</p> <p>～中略～</p> <p>2. 当社は、毎月 1 日から末日までに発生した成果報酬を集計して、お申込者に請求書を<u>送付</u>するものとします。</p> <p>～以下省略～</p>	<p>第 5 条 (成果報酬)</p> <p>～中略～</p> <p>2. 当社は、毎月 1 日から末日までに発生した成果報酬を集計して、お申込者に請求書を<u>発行</u>するものとします。</p> <p>～以下省略～</p>
	<p><u>第 12 条 (通知)</u></p> <p>1. <u>お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者登録情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとします。</u></p> <p>(1) <u>商号又は名称</u></p> <p>(2) <u>住所</u></p> <p>(3) <u>電子メールアドレス</u></p> <p>(4) <u>電話番号</u></p> <p>2. 当社が、お申込者登録情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。</p> <p>3. お申込者が第1項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません。</p>
<p>第 12 条 (権利義務の譲渡禁止)</p>	<p>第 13 条 (権利義務の譲渡禁止)</p>
<p>第 13 条 (契約解除及び期限の利益喪失)</p> <p>1. お申込者又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告をすることなく、ただちに本契約の全部もしくは一部を解除し、又は本ソフトウェアの使用許諾の一時停止をすることができるものとします。</p> <p>～中略～</p>	<p>第 14 条 (契約解除及び期限の利益喪失)</p> <p>1. お申込者又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告をすることなく、ただちに本契約の全部もしくは一部を解除し、又は本ソフトウェアの使用許諾の一時停止をすることができるものとします。</p> <p>～中略～</p>

変更前	変更後
(6) 第 8 条 (禁止事項) 又は第 15 条 (反社会的勢力の排除) に違反したとき。 ～以下省略～	(6) 第 8 条 (禁止事項) 又は第 16 条 (反社会的勢力の排除) に違反したとき。 ～以下省略～
<p>第 14 条 (連帯保証人)</p> <p>お申込者の連帯保証人は、お申込者が当社に対して本契約に基づき負担する一切の債務について連帯保証し、お申込者と連帯して債務を負うことに合意するものとします。</p>	<p>第 15 条 (連帯保証人)</p> <p>お申込者の連帯保証人は、お申込者が当社に対して本契約に基づき負担する一切の債務について<u>成果報酬単価に 120 日数を乗じて算出される額を極度額として</u>連帯保証し、お申込者と連帯して債務を負うことに合意するものとします。</p>
<p>第 15 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>第 16 条 (契約期間)</p>	<p>第 16 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>第 17 条 (契約期間)</p>
<p>第 17 条 (解約)</p> <p>お申込者は、サービス開始日より 6 ヶ月経過後は、<u>当社所定の解約申込書を当社に提出することにより、本契約を解約することができるものとします。当月の 25 日までに解約申込書を提出した場合は翌月の末日を合意解約日とし、26 日以降の提出の場合は、翌々月の末日を合意解約日とします。</u></p>	<p>第 18 条 (解約)</p> <p>お申込者は、サービス開始日より 6 ヶ月経過後は、<u>下記 URL の当社の Web サイトから解約を申し込むことにより、当該解約申込日の翌月末日をもって本契約を解約することができます。</u> <u>URL: https://bizisuke.jp/form/cancel_webma_pre/</u></p>
<p>第 18 条 (当社からの解約またはサービスの廃止)</p>	<p>第 19 条 (当社からの解約またはサービスの廃止)</p>
	<p>第 20 条 (不可抗力)</p> <p><u>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部 (金銭債務を除く) の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。</u></p>

変更前	変更後
<p>第 19 条（残存条項）</p> <p>第 7 条（遅延損害金）、第 11 条（損害賠償）、第 12 条（権利義務の譲渡禁止）、第 16 条（契約期間）、本条及び第 21 条（準拠法及び管轄合意）の規定は、本契約の終了後も引き続き効力を有するものとします。</p>	<p>第 21 条（残存条項）</p> <p>第 7 条（遅延損害金）、第 11 条（損害賠償）、第 13 条（権利義務の譲渡禁止）、第 17 条（契約期間）、本条及び第 23 条（準拠法及び管轄合意）の規定は、本契約の終了後も引き続き効力を有するものとします。</p>
<p>第 20 条（約款の変更）</p> <p>当社は、1 ヶ月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本約款を変更することができるものとします。</p>	<p>第 22 条（約款の変更）</p> <p>1. 当社は、1 ヶ月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本約款を変更することができるものとします。<u>ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお申込者の一般の利益に適合する内容の場合、当社は直ちに本約款を変更することができます。</u></p> <p>2. <u>お申込者が、本約款の変更に同意しないときは、本契約を解除することができるものとします。本項に基づく解除の効果は、将来に向かって生じるものとし、遡及しないものとします。</u></p> <p>3. <u>お申込者が改訂日までに本約款の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更に同意したものとみなします。</u></p>
<p>第 21 条（準拠法及び管轄合意）</p> <p>第 22 条（協議事項）</p>	<p>第 23 条（準拠法及び管轄合意）</p> <p>第 24 条（協議事項）</p>
<p>2018 年 11 月 21 日施行</p>	<p>2018 年 11 月 21 日施行</p> <p>2020 年 4 月 1 日最終改訂</p>

以上